

## 八百津町 令和6年度 水質検査計画

水道法施行規則により、八百津町水道環境課では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に対して情報提供を行います。これに基づき、令和6年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

### ○水質検査計画とは

水道法施行規則により、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道の需用者に対して情報提供することとされています。

### 1 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法の水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び全浄水場の水源（取水口）とします。
- (2) 検査項目は水道法で検査が義務付けられている水質基準項目のほか、必要に応じて八百津町水道環境課が独自に行う項目とします。
- (3) 検査頻度については水道法に基づき、毎日検査及び月1回行う省略不可項目に加えて、浄水全項目検査年1回、原水全項目検査年1回とします。また検査頻度を緩和できる項目については、水質基準を十分に満足していて、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には検査頻度を減らして行います。

### 2 水道事業の概要

#### (1) 給水状況（令和4年度末 参考）

| 給水区域                     | 八百津<br>(木野) | 和知<br>(上飯田) | 久田見      | 潮南    |
|--------------------------|-------------|-------------|----------|-------|
| 給水人口                     | 2, 6 8 4    | 5, 0 1 7    | 1, 2 7 6 | 4 1 7 |
| 一日最大配水量(m <sup>3</sup> ) | 1, 1 4 6    | 2, 3 9 0    | 6 4 2    | 1 6 6 |
| 一日平均配水量(m <sup>3</sup> ) | 8 5 3       | 1, 9 8 3    | 4 5 5    | 1 2 4 |

## (2) 浄水施設

|                          |                       |                       |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 浄水場名称                    | 木野浄水場                 | 上飯田浄水場                |
| 水源                       | 木曾川水系荒川               | 上飯田調整池                |
| 処理方式                     | 緩速ろ過                  | 膜ろ過                   |
| 処理能力 (m <sup>3</sup> /日) | 2, 486 m <sup>3</sup> | 3, 456 m <sup>3</sup> |

|                          |                       |                    |
|--------------------------|-----------------------|--------------------|
| 浄水場名称                    | 久田見浄水場                | 潮南浄水場              |
| 水源                       | 清津川                   | 旅足川                |
| 処理方式                     | 急速ろ過                  | 緩速ろ過               |
| 処理能力 (m <sup>3</sup> /日) | 1, 175 m <sup>3</sup> | 159 m <sup>3</sup> |

### 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

#### (1) 木野浄水場

水源の状態は概ね良好であるが、降雨時に原水濁度が急上昇する場合があるので、浄水処理に注意を要する。

#### (2) 上飯田浄水場

調整池ダムのため原水の状態は概ね良好である。通常降雨時でも調整池の原水濁度の上昇は特にみられない。しかし、近年の災害級の降雨時には飛騨川本流の原水濁度が上がり、調整池が濁ることがあるため浄水処理に注意を要する。基準値内ではあるが他の浄水場に比べ、浄水のアルミニウム及び化合物の値が高い傾向があるため、定期的な監視が必要である。

### (3) 久田見浄水場

水源は概ね良好であるが、降雨時等原水濁度の上昇するときには浄水処理に注意する必要がある。基準値内ではあるが他の浄水場に比べ、浄水のアルミニウム及び化合物の値が高い傾向があるため、定期的な監視が必要である。

### (4) 潮南浄水場

水源の状況は良好であるが、降雨時に原水濁度が急上昇する場合があるので、浄水処理に注意を要する。

## 4 採水場所、検査項目、検査頻度

### (1) 採水場所

|    |       |         |
|----|-------|---------|
| 浄水 | 木野水系  | 八百津町役場  |
|    | 上飯田水系 | 上牧野消防詰所 |
|    | 久田見水系 | 久田見出張所  |
|    | 潮南水系  | 潮南出張所   |
| 原水 | 各浄水場  |         |

### (2) 検査項目と検査頻度

#### 1. 水質検査項目

水道水については表1の水質基準項目51項目について検査を行います。

原水については表2の40項目について検査を行います。

#### 2. 検査頻度

表1の項目No.1, 2, 38, 46~51については毎月1回検査を行います。

表1の項目No.10, 21~31については3ヶ月に1回検査を行います。

表1のその他の項目については過去3年間の検査結果において、いずれも基準値の5分の1以下であるため年1回検査を行います。

上飯田水系、久田見水系においては表1の項目No.33について、過去3年以内で基準値の5分の1を上回ったため、3ヶ月に1回検査を行います。

法令に基づく水質検査項目及び検査頻度

| 表 1    |                                    |      |           |  |       |
|--------|------------------------------------|------|-----------|--|-------|
| 項目 No. | 水質基準項目                             | 単位   | 基準値       | 検査頻度                                     |       |
| 1      | 一般細菌                               | 個/mL | 100       | 月 1 回                                    |       |
| 2      | 大腸菌                                |      | 検出されないこと  |  |       |
| 3      | カドミウム及びその化合物                       | mg/L | 0.003     | 年 1 回                                    |       |
| 4      | 水銀及びその化合物                          | mg/L | 0.0005    |  |       |
| 5      | セレン及びその化合物                         | mg/L | 0.01      |  |       |
| 6      | 鉛及びその化合物                           | mg/L | 0.01      |  |       |
| 7      | ヒ素及びその化合物                          | mg/L | 0.01      |  |       |
| 8      | 六価クロム化合物                           | mg/L | 0.02      |  |       |
| 9      | 亜硝酸態窒素                             | mg/L | 0.04      |  |       |
| 10     | シアン化物イオン及び塩化シアン                    | mg/L | 0.01      |  | 年 4 回 |
| 11     | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                      | mg/L | 10        |  | 年 1 回 |
| 12     | フッ素及びその化合物                         | mg/L | 0.8       |  |       |
| 13     | ホウ素及びその化合物                         | mg/L | 1         |  |       |
| 14     | 四塩化炭素                              | mg/L | 0.002     |  |       |
| 15     | 1,4-ジオキサン                          | mg/L | 0.05      |  |       |
| 16     | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.04      |  |       |
| 17     | ジクロロメタン                            | mg/L | 0.02      |  |       |
| 18     | テトラクロロエチレン                         | mg/L | 0.01      |  |       |
| 19     | トリクロロエチレン                          | mg/L | 0.01      |  |       |
| 20     | ベンゼン                               | mg/L | 0.01      |  |       |
| 21     | 塩素酸                                | mg/L | 0.6       | 年 4 回                                    |       |
| 22     | クロロ酢酸                              | mg/L | 0.02      |  |       |
| 23     | クロロホルム                             | mg/L | 0.06      |  |       |
| 24     | ジクロロ酢酸                             | mg/L | 0.03      |  |       |
| 25     | ジブロモクロロメタン                         | mg/L | 0.1       |  |       |
| 26     | 臭素酸                                | mg/L | 0.01      |  |       |
| 27     | 総トリハロメタン                           | mg/L | 0.1       |  |       |
| 28     | トリクロロ酢酸                            | mg/L | 0.03      |  |       |
| 29     | プロモジクロロメタン                         | mg/L | 0.03      |  |       |
| 30     | プロモホルム                             | mg/L | 0.09      |  |       |
| 31     | ホルムアルデヒド                           | mg/L | 0.08      | 年 1 回<br>(アルミニウム及びその化合物<br>上飯田、久田見年 4 回) |       |
| 32     | 亜鉛及びその化合物                          | mg/L | 1         |  |       |
| 33     | アルミニウム及びその化合物                      | mg/L | 0.2       |  |       |
| 34     | 鉄及びその化合物                           | mg/L | 0.3       |  |       |
| 35     | 銅及びその化合物                           | mg/L | 1         |  |       |
| 36     | ナトリウム及びその化合物                       | mg/L | 200       |  |       |
| 37     | マンガン及びその化合物                        | mg/L | 0.05      | 月 1 回                                    |       |
| 38     | 塩化物イオン                             | mg/L | 200       |  |       |
| 39     | カルシウム、マグネシウム等                      | mg/L | 300       |  |       |
| 40     | 蒸発残留物                              | mg/L | 500       | 年 1 回                                    |       |
| 41     | 陰イオン界面活性剤                          | mg/L | 0.2       | 年 1 回                                    |       |
| 42     | ジェオスミン                             | mg/L | 0.00001   |  |       |
| 43     | 2-メチルイソボルネオール                      | mg/L | 0.00001   |  |       |
| 44     | 非イオン界面活性剤                          | mg/L | 0.02      | 年 1 回                                    |       |
| 45     | フェノール類                             | mg/L | 0.005     |  |       |
| 46     | 有機物 (全有機炭素TOCの量)                   | mg/L | 3         |  |       |
| 47     | pH値                                |      | 5.8 - 8.6 | 月 1 回                                    |       |
| 48     | 味                                  |      | 異常でないこと   |  |       |
| 49     | 臭気                                 |      | 異常でないこと   |  |       |
| 50     | 色度                                 | 度    | 5         |  |       |
| 51     | 濁度                                 | 度    | 2         |  |       |
| 表 2    |                                    |      |           |  |       |
| 項目     | 水質基準項目                             |      |           |  |       |
| 表 1    | 1～20, 32～51の項目 (40項目)              |      |           | 年1回                                      |       |
| 1      | 大腸菌(指標菌)                           |      |           | 年4回                                      |       |
| 2      | 嫌気性芽胞菌(指標菌)                        |      |           | 年1回                                      |       |
| 3      | クリプトスポリジウム及びジアリジア                  |      |           | 年1回                                      |       |

## 5 水質検査方法

水質基準項目の検査については、水道法第20条第3項の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託するものとする。委託を受けた検査機関は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査を行う。

## 6 臨時の水質検査

臨時の水質検査については、次のような場合に行うものとする。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、ホームページで公表する。また、水質検査結果についても、ホームページで公表する。なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてそのつど改正するものとする。

## 8 水質検査の精度と信頼性保証

### (1) 水質検査の精度

町より委託を受けた水質検査機関は、原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近において変動係数(CV)が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行うものとする。

### (2) 信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められるため、水質検査機関は内部精度管理の他に水道GLP認定を取得し、信頼性の保証に務めるものとする。

## 9 関係者との連携

水道水の安全性確保のため、河川管理者、県保健所等関係機関と連携し、水質汚染事故が発生した場合等必要に応じて水質検査を行うなど、水質保全に万全を期すものとする。